

(別添)

8 消安第 2498 号
令和 8 年 8 月 3 日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

抗菌性物質製剤の範囲の見直しに伴う飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部改正等について

今般、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律関係法令における抗菌性物質製剤の範囲を変更することとなりました。

これに伴い、以下の省令及び告示が本日（令和 8 年 8 月 3 日）付けで公布され、同日から施行されます。

- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年農林水産省令第 55 号）
- ・昭和五十四年農林水産省告示第千六百四十二号を廃止する告示（令和 8 年農林水産省告示第 1116 号）
- ・昭和五十一年農林省告示第七百五十二号の全部を改正する件（令和 8 年農林水産省告示第 1117 号）
- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第五条第二号の農林水産大臣が指定する飼料添加物を定める件（令和 8 年農林水産省告示第 1118 号）

あわせて、以下の関連通知を改正しました。

- ・「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 生畜第 1826 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）
- ・「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」（平成 19 年 4 月 10 日付け 18 消安第 13845 号農林水産省消費・安全局長通知）
- ・「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」（平成 27 年 6 月 17 日付け 27 消安第 1853 号農林水産省消費・安全局長通知）
- ・「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について」（令和 2 年 8 月 31 日付け 2 消安第 2496 号農林水産省消費・安全局長通知）
- ・「飼料の安全性評価基準及び評価手続の制定について」（平成 20 年 5 月 19

日付け 20 消安第 597 号農林水産省消費・安全局長通知)

- ・「飼料添加物の評価基準の制定について」（平成 4 年 3 月 16 日付け 4 畜 A 第 201 号農林水産省畜産局長、水産庁長官通知）

省令及び告示の改正等の内容並びに通知の改正内容については、下記及び別紙 1 から別紙 6 までのとおりですので、御了知の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

記

1 現行制度の概要

- (1) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。

以下「法」という。）では、飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、人の健康をそこなうおそれのある有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止する観点から、農林水産大臣は、農林水産省令で飼料又は飼料添加物の製造方法の基準、成分規格等を定めることができるとされており（法第 3 条第 1 項）、特定飼料等（成分規格が定められた飼料又は飼料添加物で、その使用により有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生じることにより畜産物の生産が阻害されるおそれが特に多いと認められるものとして飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 198 号。以下「令」という。）で定めるものをいう。以下同じ。）については、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが行う検定に合格したことが表示されているもの以外の販売は原則禁止されている（法第 5 条第 1 項）。令第 2 条において、落花生油かす及び抗菌性物質製剤が特定飼料等に指定されているが、抗菌性物質製剤については、化学的に合成された抗菌性物質製剤で農林水産大臣が指定するものは特定飼料等から除外するとされている。特定飼料等から除外される抗菌性物質製剤については、昭和 51 年農林省告示第 752 号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の規定に基づき農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤。以下「51 年告示」という。）において定められている。

- (2) 法第 3 条第 1 項の規定により製造方法の基準が定められた飼料又は飼料添加物で、製造過程において同項に規定する見地から特別の注意を必要とするものとして令で定めるものの製造業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、その飼料又は飼料添加物の製造を実地に管理させるため、その事業場ごとに、飼料製造管理者の設置が義務付けられており（法第 25 条第 1 項）、令第 5 条において、

- ① 落花生油かす、尿素又はジウレイドイソブタンを原料とする飼料（同条第 1 号）
 - ② 抗菌性物質製剤その他成分規格が定められた飼料添加物で農林水産大臣が指定するものを含む飼料（同条第 2 号）
 - ③ 成分規格が定められた飼料添加物（同条第 3 号）
- について、飼料製造管理者の設置が義務付けられている。
- （3）また、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和 51 年農林省令第 36 号。以下「規則」という。）第 31 条において、令第 5 条各号に掲げる飼料の製造（販売を目的としないものに限る。）を業とする者であって、特定飼料（規則第 3 条第 1 項）を原料とする飼料又は抗菌性物質製剤（農林水産大臣が指定するものを除く。）を含む飼料を製造する製造業者以外の製造業者については、飼料製造管理者の設置は不要とされている。抗菌性物質製剤のなかでも飼料製造管理者の設置義務が適用されないものについては、昭和 54 年農林水産省告示第 1642 号（農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤を定める件。以下「54 年告示」という。）において、プロピオン酸製剤、プロピオン酸カルシウム製剤及びプロピオン酸ナトリウム製剤（以下「プロピオン酸類製剤」という。）が規定されている。

2 省令及び告示の改正等の趣旨

（1）抗菌性物質製剤の位置付けの見直しについて

- ① 抗菌性物質とは、
 - ア 抗菌活性をもち、
 - イ 微生物の代謝又は増殖機構の一部に選択的に作用し、微生物の発育・増殖を阻止するか、あるいは微生物を殺滅するものであり、一般には抗生物質のようなものを指す。
- ② 51 年告示第 2 号に規定される製剤のうち、アンプロリウム・エトパベート製剤、クエン酸モランテル製剤及びナイカルバジン製剤（以下「アンプロリウム等含有製剤」という。）については、原虫に作用するものであり、抗菌活性を示さないが、現在は抗微生物効果があるものが一律に「抗菌性物質製剤」として位置付けられている。
- ③ また、近年、国際獣疫事務局（WOAH）等の国際機関においては、AMR（薬剤耐性）対策の観点から、抗菌剤の成長促進目的での使用中止に関する議論が行われている。我が国においては、これまで「飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進」の目的として指定されてきた、前述のアンプロリウム等含有製剤についても、抗菌性物質製剤として AMR 対策の対象に位置づけ、対策を講じてきた。一方で、抗菌活性を示さず、薬剤耐性菌の増加を招くお

それのない物質までを AMR 対策の対象とする必要はなく、その位置付けについて見直しが必要である。

- ④ 現在、アンプロリウム等含有製剤は抗菌性物質製剤として位置付けられていることから、アンプロリウム等含有製剤を含む飼料は令第 5 条第 2 号に該当し、飼料製造管理者の設置義務の対象とされている。しかしながら、この位置付けを見直した場合には、アンプロリウム等含有製剤を含む飼料について、飼料製造管理者の設置義務は適用されなくなる。アンプロリウム等含有製剤については、AMR 対策上のリスクが極めて低い一方で、給与対象外の家畜用飼料への意図しない残留を防止する観点から、食品安全上、飼料の製造過程において特別の注意を必要とするものである。このため、アンプロリウム等含有製剤を含む飼料の製造業者（自家配合農家を含む。）に対しては、引き続き飼料製造管理者の設置を義務付ける必要がある。
- ⑤ 51 年告示及び 54 年告示において抗菌性物質製剤と位置付けられているプロピオン酸類製剤は、主に pH を低下させる作用により糸状菌（かび）の増殖を抑制する物質であり、抗菌活性は有するものの、微生物の代謝又は増殖機構の一部に選択的に作用するものではない。また、安全性の見地から特別の注意を必要とする、いわゆる抗菌性物質である抗生物質等とは性質が大きく異なることから、その位置付けについて見直しが必要である。

（2）プロピオン酸類製剤を含む飼料の製造業者による飼料製造管理者の設置義務の適用除外について

プロピオン酸類製剤を含む飼料の製造については、54 年告示により、自家配合農家においては飼料製造管理者の設置が不要とされている一方、配合飼料工場等においては飼料製造管理者の設置義務が課せられている。飼料製造管理者の設置義務は、その製造過程において、安全性の見地から特別の注意を必要とするものの製造業者に課されるものである。しかしながら、プロピオン酸類製剤は、食品添加物としても安全に使用されており、また、自然界や生体内にも広く存在する物質であることから、製造過程において特別の注意を必要とするものとはいえない。このため、プロピオン酸類製剤を含む飼料の製造については、配合飼料工場等における飼料製造管理者の設置を義務づける規定を見直す必要がある。

3 省令及び告示の改正等の概要

- （1）アンプロリウム等含有製剤及びプロピオン酸類製剤は抗菌性物質製剤に該当しないと整理し、これらを 51 年告示から削除する。
- （2）アンプロリウム等含有製剤を含む飼料の製造業者に対し、引き続き飼料製造管理者の設置を義務付けるため、令第 5 条第 2 号に基づく告示を新規制定

し、アンプロリウム等含有製剤を指定する。

- (3) 令第5条第2号に該当する飼料（抗菌性物質製剤又はアンプロリウム等含有製剤を含む飼料）の製造業者については、引き続き自家配合農家も含めて飼料製造管理者の設置を義務付けるため、規則第31条において、飼料製造管理者の設置義務を適用除外する対象を令第5条第1号に掲げる飼料を製造する自家配合農家に限定するとともに、令第5条第1号に掲げる飼料を製造する自家配合農家であっても、特定飼料を原料とする飼料又は令第5条第2号に該当する飼料を製造している場合は、飼料製造管理者の設置義務が適用除外されないこととする。
- (4) プロピオン酸類製剤は抗菌性物質製剤に該当しないと整理することから、プロピオン酸類製剤を含む飼料については令第5条第2号に該当しないこととなり、飼料製造管理者の設置義務の対象外となる。これに伴い、54年告示によって飼料製造管理者の設置義務の対象外とする必要がなくなることから当該告示を廃止する。

4 通知の改正概要

- (1) 抗菌性物質製剤の範囲が変更されることから、以下に掲げる通知における「抗菌性物質製剤」及び「抗菌性飼料添加物」等の語の記載を改正するとともに所要の改正を行う。
- ・「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」（平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）
 - ・「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」（平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知）
 - ・「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）
 - ・「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について」（令和2年8月31日付け2消安第2496号農林水産省消費・安全局長通知）
 - ・「飼料の安全性評価基準及び評価手続の制定について」（平成20年5月19日付け20消安第597号農林水産省消費・安全局長通知）
 - ・「飼料添加物の評価基準の制定について」（平成4年3月16日付け4畜A第201号農林水産省畜産局長、水産庁長官通知）
- (2) 農林水産大臣が飼料添加物を指定しようとする場合又はその製造等についての基準若しくは成分についての規格を設定しようとする場合は、法第2条第3項又は法第3条第2項の規定に基づき農業資材審議会の意見を聴くこととされている。同審議会がこれらの審議を行う際には、「飼料添加物の評価

基準の制定について」（平成4年3月16日付け4畜A第201号農林水産省畜産局長、水産庁長官通知）に規定された飼料添加物の評価基準を指標としている。同通知において定められている、評価に必要な試験の実施方法のうち、「飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進」を目的とするものの試験の一部については、現行では、複数の試験施設において実施することとされ、そのうち一定数以上は国内の試験施設とするよう求めている。今般、飼料添加物の種類及びその対象とする家畜によっては、海外と国内で品種や飼料組成などに大きな違いのない場合があることから、該当の試験について、国内における家畜の飼養条件を踏まえたものであれば、必ずしも国内の施設における実施を要しないこととする等の改正を行う。

5 改正等に伴う留意事項

- (1) アンプロリウム等含有製剤については、抗菌性物質製剤として扱わないものとなるが、成分規格、対象飼料、対象飼料がこれを含むことのできる量、飼料に使用する場合の飼料製造管理者の設置義務、表示義務等については従前のおりであるので、引き続き遺漏のないよう指導されたい。
- (2) プロピオン酸類製剤については、抗菌性物質製剤として扱わないものとなり、かつ、プロピオン酸類製剤を含む飼料を製造する事業者（法第25条第1項に規定する製造業者を除く。）にあっては事業形態に関わらず飼料製造管理者の設置義務の対象外となるが、成分規格、対象飼料、対象飼料がこれを含むことのできる量、表示義務等については従前のおりであるので、引き続き遺漏のないよう指導されたい。なお、飼料添加物のプロピオン酸類製剤を製造する事業者にあっては、引き続き、飼料製造管理者の設置義務の対象となるので、留意されたい。
- (3) プロピオン酸類製剤を含む飼料が飼料製造管理者の設置義務の対象外となることにより、法第25条第3項の規定に基づく飼料製造管理者の届出事項に変更が生じた場合は、本日から一月以内に変更の届出が必要であるので、関係事業者に周知されたい。